

# 山梨県耕作放棄地対策指針の概要

## 山梨県の耕作放棄地の現状

### ●H26荒廃農地の発生・解消状況調査

耕作放棄地面積	6,670ha
A分類:再生利用可能 (うち農用地区域内)	2,735ha 1,731ha
B分類:再生利用不可能 (うち農用地区域内)	3,935ha 1,647ha
解消面積	220ha
(うち農用地区域内)	170ha



### 耕作放棄地の増加による影響

- 農地の効率的利用や利用集積の阻害
- 食料の生産基盤としての農地減少
- 病害虫、有害鳥獣の被害拡大
- 農村景観の悪化
- 産業廃棄物、家庭ごみ等不法投棄 等

### 耕作放棄地対策推進上の課題

- 中山間地域を中心に小規模農地が分散
- 農地条件と借り手ニーズとのミスマッチ
- 条件整備に要する期間、経費
- 農地所有者の売買や貸借に対する意識
- B分類(再生利用が困難)とされた農地の取り扱い 等

### <耕作放棄地解消の目標>

- ◆「新・やまなし農業大綱」(H27.12): 耕作放棄地を減らし農地を有効活用する。
- ◆「山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」(H26.3)

**H35年度までに荒廃した耕作放棄地を3,000ha解消する。**



### A分類に区分された農振農用地「優先解消農地」を中心、毎年180haの解消を進める

#### 1 耕作放棄地情報の把握・整理と積極的な活用

- (1)各種調査により、耕作放棄地の現状把握と解消計画の検討  
**優先解消農地** [ 担い手に集積する農地  
多様な活用方法により保全を図る農地 ]
- (2)優先解消農地を中心とした情報発信
- (3)農地の出し手と受け手のマッチング

#### 2 耕作放棄地の解消と発生防止に向けた取組の推進

##### (1)「優先解消農地」の活用方策

- ①多様な担い手による解消・利用集積
  - 認定農業者、地域営農組織等
  - 新規就農者、他業種の企業参入、JA出資法人等
- ②各種助成制度を活用した取組の推進
- ③従来の営農にとらわれない多様な取組の推進
  - 畜産農家による利用促進(飼料生産、放牧等)
  - 地域の実情に合った作物導入(薬用植物、景観作物の栽培等)

- ④耕作放棄地の解消に向けた気運の醸成  
各種対策の周知と活用推進

##### (2)「B分類農地」の取り扱い

- 再生利用が困難な農地の整理(一定基準による非農地化)

県、市町村、耕作放棄地対策協議会、農業委員会、農地中間管理機構、JA等の連携により推進する。

### 関連事業等

- 各種事業を活用した解消  
(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、機構借受農地整備事業、農地中間管理推進事業 等)

### ●基盤整備の推進

- (耕作放棄地等再生整備支援事業、中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業 等)

### ●地域の共同活動促進

- (中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金 等)

### ●多様な取組の推進

- 畜産農家等による利用の促進(耕作放棄地対策放牧推進事業 等)
- 地域の実情に合った作物導入(新規作物実証展示会等)
- 都市農村交流による活用(市民農園、体験農園 等)